個人情報ファイルの名称	児童手当認定・支払いファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	こども健康部こども課
個人情報ファイルの利用目的	児童手当法に基づき、児童手当認定者に手当の支払いを行 うため
記録項目	【保護者】1氏名、2住所、3生年月日、4年齡、性別、5連絡先、6加入年金、7職業、8勤務先、9家族状況、10婚姻状況、11所得、12口座情報、13個人番号、14宛名番号、15申請年月日、16事由発生日、17支給開始年月、18支給区分、19手当額 【児童】1氏名、2住所、3生年月日、4年齡、5性別、6家族状況、7個人番号、8宛名番号
記録範囲	保護者、児童
記録情報の収集方法	保護者の申告 【当該機関内】市民生活部市民課、総務部市民税課、福祉 部国保年金課、福祉部社会福祉課からの提供 【当該機関外】他の市区町村からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】 福祉部社会福祉課 【当該機関外】 他の市区町村児童手当担当課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在 地	【名称】こども健康部こども課 【所在地】〒446-8501 安城市桜町18番23号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定	
による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無 □法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考	_

個人情報ファイルの名称	放課後児童クラブファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	こども健康部 こども課
個人情報ファイルの利用目的	昼間、保護者のいない小学校の児童に対する健全育成の向 上を図るため。
記録項目	【保護者】1氏名、2住所、3生年月日、4口座番号、5 勤務先名、6家庭状況、7連絡先 【児童】1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5心身の 機能の障害、6学校名
記錄範囲	保護者、児童
記録情報の収集方法	本人の申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】— 【当該機関外】—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在 地	【名称】こども健康部こども課 【所在地】〒446-0065 安城市大東町8番2号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無 □法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考	_

個人情報ファイルの名称	ファミリー・サポート・センター会員ファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	こども健康部 こども課
個人情報ファイルの利用目的	「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員登録し、その相互援助活動の調整、運営に利用するため。
記録項目	【依頼会員】1会員番号、2氏名、3生年月日、4性別、5住所、6電話番号、7電子メールアドレス 8緊急連絡 先、9職業、10子どもの氏名、11子どもの性別、12 子どもの生年月日、13在籍保育施設 14家庭状況、1 5顔写真、16心身に障害がある場合の病名 【提供会員】1会員番号、2氏名、3生年月日、4性別、 5住所、6電話番号、7緊急連絡先、8職業、9資格、1 0家庭状況、11顔写真
記録範囲	入会申込書兼登録票を提出したもの
記録情報の収集方法	本人の申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】援助活動の依頼会員、提供会員 【当該機関外】-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在 地	【名称】こども健康部こども課 【所在地】〒446-0065 安城市大東町8番2号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無 □法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考	_

個人情報ファイルの名称	安城市遺児手当の認定支給事務ファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を	こども健康部こども課
つかさどる組織の名称	ことも健康のことも味
個人情報ファイルの利用目的	安城市遺児手当支給条例に基づき、安城市遺児手当を認定 し、手当の支払いを行うため
記録項目	【保護者】1氏名、2住所、3生年月日、4年齡、5性別、6連絡先、7勤務先、8家族状況、9婚姻状況、10配偶者の生存状況 11所得、12口座情報、13個人番号、14宛名番号、15申請年月日、16事由発生日、17支給開始年月、18支給区分、19手当額【児童】1氏名、2住所、3生年月日、4年齡、5性別、6家族状況、7個人番号、8宛名番号【配偶者】1氏名、2住所、3生年月日、4年齡、5性別、6家族状況、7個人番号、8宛名番号、9生存状況、10障害、11所得
記録範囲	保護者、児童、配偶者
記録情報の収集方法	保護者の申告 【当該機関内】市民生活部市民課、総務部市民税課、福祉 部国保年金課、福祉部障害福祉課 【当該機関外】他の市区町村からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】総務部市民税課、福祉部国保年金課、こど も健康部保育課 【当該機関外】安城市社会福祉協議会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在 地	【名称】こども健康部こども課 【所在地】〒446-8501 安城市桜町18番23号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)  政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無  □法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考	

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当認定・支給事務ファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	こども健康部 こども課
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を認定し、手当の 支払いを行うため
記録項目	別紙のとおり
記録範囲	保護者、児童、配偶者、扶養親族
記録情報の収集方法	保護者の申告 【当該機関内】市民生活部市民課、総務部市民税課、福祉 部国保年金課、福祉部障害福祉課、福祉部社会福祉課から の提供 【当該機関外】他の市区町村、日本年金機構からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】総務部市民税課、福祉部国保年金課、福祉部社会福祉課、建設部建築課、教育振興部学校教育課、こども健康部保育課 【当該機関外】安城市社会福祉協議会、他の市区町村児童扶養手当担当課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在 地	【名称】こども健康部こども課 【所在地】〒446-8501 安城市桜町18番23号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)  政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無  □法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考	

【保護者】1氏名、2住所、3生年月日、4年齢、5性別、6連絡先、7勤務先、8家族状況、9婚姻状況、10配偶者の生存状況、11所得、12口座情報、13個人番号、14宛名番号、15申請年月日、16事由発生日、17支給開始年月、18支給区分、19手当額、20年金受給状況

【児童】1氏名、2住所、3生年月日、4年齢、5性別、6家族状況、7個人番号、8宛名番号、9年金受給状況

【配偶者】1氏名、2住所、3生年月日、4年齡、5性別、6家族状況、7個人番号、8宛名番号、9生存状況、10障害、11所得、12年金受給状況

【扶養親族】1氏名、2住所、3生年月日、4年齢、5性別、6家族状況、7個人番号、8宛名番号、9生存状況、10所得、11年金受給状況

個人情報ファイルの名称	緊急新生児出産応援金ファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	こども健康部 こども課
個人情報ファイルの利用目的	令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出生した 児童の保護者に10万円を支給するため。
記録項目	【保護者】1氏名、2住所、3生年月日、4連絡先、5新生児との続柄、6口座情報、7宛名番号、8世帯番号、9申請年月日、10支給額 【新生児】1氏名、2生年月日、3宛名番号
記録範囲	保護者、新生児
記録情報の収集方法	保護者の申告 【当該機関内】市民生活部市民課
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】— 【当該機関外】—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在 地	【名称】こども健康部こども課 【所在地】〒446-8501 安城市桜町18番23号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)  政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無  □法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考	令和4年度事務終了